

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	全国健康保険協会における船員保険の資格適用及び保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

全国健康保険協会(以下「当協会」という。)は、船員保険の資格適用及び保険給付関係事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

全国健康保険協会

公表日

令和2年4月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	船員保険の資格適用及び保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>当協会は、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき設立された法人であって、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者(以下「加入者」という。)の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的としている。</p> <p><事務の内容></p> <p>当協会では、船員保険の業務として、加入者の資格適用及び保険料徴収に係る業務、保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務を実施している。(※1)</p> <p>当協会の船員保険における加入者は、①船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者(以下「船員保険一般被保険者」という。)及びその被扶養者、②船舶所有者に使用されなくなり資格を喪失するまで2か月以上船員保険一般被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者(以下「疾病任意継続被保険者」という。)及びその被扶養者等であり、いずれも後期高齢者医療制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を原則喪失する。</p> <p>当協会においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、番号法別表第1第4項「船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務」を実施するに当たり、船員保険一般被保険者、疾病任意継続被保険者及びそれらの被扶養者(以下「船員保険加入者」という。)の個人番号を以下に示す範囲で利用するものとする。</p> <p>1. 適用事務(船員保険加入者への保険給付や保険料徴収にあたって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)平成29年1月から、資格を有する船員保険加入者の個人番号を船舶所有者(日本年金機構経由)又は船員保険加入者(本人)から収集し登録する事務</p> <p>(2)疾病任意継続被保険者に係る被扶養者の異動による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び個人番号による資格関係情報等の参照・他の情報保有機関への照会(※2)</p> <p>(3)船舶所有者又は船員保険加入者から個人番号が取得できない場合や本人確認が必要な場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や本人確認情報を取得(※3)</p> <p>(4)(3)において、個人番号を取得できていない加入者の個人番号は、船舶所有者から収集し、個人番号を取得</p> <p>(5)平成29年5月から、情報連携のために船員保険加入者の個人番号及び資格関係情報を医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新(※2)</p> <p>2. 給付事務(船員保険加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)</p> <p>(1)法定給付金の計算に係る個人番号による資格関係情報等の参照・他の情報保有機関への照会(※2)</p> <p>(2)情報連携のために、船員保険加入者の給付に係る副本情報を中間サーバー等に登録(※2)</p> <p>(※1) 船員保険一般被保険者とその被扶養者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務については、船員保険法第4条第2項の規定により、厚生労働大臣が行うものとされ、船員保険法第153条第1項の規定により同大臣の委任を受けて日本年金機構が実施している。当協会においては、疾病任意継続被保険者とその被扶養者に係る適用及び保険料の徴収に係る業務と、船員保険加入者の保険給付の審査支払に係る業務、健康診査等の保健事業に係る業務を実施している。</p> <p>(※2) 船員保険法において、他の医療保険者等と共同して、「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を支払基金に委託することができる旨の規定があり、船員保険加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等との情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、船員保険加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する中間サーバー等及び住民基本台帳ネットワークに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することとしている。そのため、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。</p> <p>(※3) 地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は平成28年10月から平成29年3月の間は電子記録媒体で行い、平成29年6月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会を行う。本人確認の基本4情報は平成29年6月以降、中間サーバー等を介して即時照会又はファイル一括照会を行う。</p>
③システムの名称	適用等システム、個人番号管理システム及び中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名	
船保特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番4 2. 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第4条 3. 住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番73
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(照会) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番5、6 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第5条、第6条 (提供) ・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番1、3、4、9、12、15、17、22、26、27、30、33、35、39、42、43、47、58、62、78、80、87、88、93、97、106、107、109、120 ・番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第3条、第4条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第54条 (委託の根拠) ・船員保険法 第153条の10 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	当協会本部船員保険部船員保険企画グループ
②所属長の役職名	船員保険企画グループ長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	当協会理事長
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	当協会本部総務部人材育成グループ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月7日	I 基本情報	29年4月以降に情報連携のための情報を中間サーバーに登録	29年5月に情報連携のための情報を中間サーバーに登録	事後	時点修正のため重要な変更にはあたらない
平成29年9月7日	I 基本情報	旧条文の号数	関係条文の改正に伴い、条文の号数を修正	事後	号数変更のため重要な変更にはあたらない
平成29年9月7日	I 基本情報	日本年金機構は政令で定められた日以降に情報連携を行う予定	法施行に伴い削除	事後	時点修正のため重要な変更にはあたらない
平成29年9月7日	I 基本情報	評価実施機関における担当部署	船員保険部の担当部署を記載	事後	担当部署修正のため重要な変更にはあたらない
平成30年5月8日	I 基本情報	記載なし	個人番号未取得者の個人番号は船舶所有者から収集することを記載	事前	重要な変更であるため
平成30年5月8日	I 基本情報	評価実施機関における担当部署の所属長 遠藤正三郎	評価実施機関における担当部署の所属長 外川善夫	事後	所属長修正のため重要な変更にはあたらない
令和2年4月9日	I 基本情報	評価実施機関における担当部署の所属長 外川善夫	評価実施機関における担当部署の所属長の役職名 船員保険企画グループ長	事後	担当部署所属長の記載項目の変更のため